

建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が建築物等のエネルギー消費性能に係る任意評定業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(任意評定料金)

第2条 業務規程第13条に規定する任意評定料金は、別表に掲げるとおりとする。

(任意評定料金の納入)

第3条 依頼者は、任意評定料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(任意評定料金を減額するための要件)

第4条 任意評定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 任意評定依頼とともに、建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第14条の建築物エネルギー消費性能適合性判定の提出、あるいは、建築物エネルギー消費性能表示制度(BELS)に係る申請を行うとき。
- (2) 既に取得した任意評定と類似の依頼内容、あるいは、同時期に複数の類似の依頼を行い、任意評定が効率的に実施できると財団が判断したとき。

(任意評定料金を増額するための要件)

第5条 任意評定料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める任意評定料金に含まれない業務を実施しなければ、任意評定が行えないと財団が判断したとき。

(任意評定料金の返還)

第6条 納入した任意評定料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により任意評定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則)

この規程は平成29年7月25日より施行する。

(附則)

改定後の規程は2026年1月13日より施行する。

(附則)

改定後の規程は2026年7月1日より施行する。

別 表

任意評定料金表

(い) 用いる GL	(ろ) 適用範囲等	(は) 金額 (円) ※1
一次エネルギー消費量計算に用いる未利用熱による給水予熱を行う給湯設備の機器性能等に関する任意評定ガイドライン 及び 一次エネルギー消費量計算に用いる下水熱利用システムの熱源水温度の設定方法等に関する任意評定ガイドライン 及び 二次ポンプシステムの消費電力の算定に用いられる流量制御方式 (回転数制御) によって定まる係数の算定方法に関する任意評定ガイドライン	10,000 m ² 以下の建築物	440,000
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以下の建築物	550,000
	20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下の建築物	605,000
	50,000 m ² を超える建築物	660,000
クローズドループ型地中熱ヒートポンプシステムにおける相当熱交換器長換算係数に関する任意評定ガイドライン	「地中熱交換器タイプ確認シート」を用いる場合	495,000
	上記シートの改造を行う場合	660,000
在室検知制御 (下限調光方式) の係数の算出方法に関する任意評定ガイドライン	室単位	330,000+室数× 55,000
オープンループ型地中熱ヒートポンプシステムにおける回転数制御を行うポンプを含む熱源水ポンプ群の合計消費電力算出方法に関する任意評定ガイドライン	熱源ポンプ群単位	330,000+対象とする熱源水ポンプの群数× 165,000
電気室における換気代替空調機の必要冷却能力及び年間平均負荷率に関する任意評定ガイドライン	当財団の定める建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程別紙に定める非住宅標準入力法による判定料金+330,000	
パッケージエアコンディショナ (空冷式) のエネルギー消費特性に関する任意評定ガイドライン	一つの試験成績書が包含する範囲内の機種ごと	330,000※2
任意評定した内容に係る更新・変更※3	一つの試験成績書が包含する範囲内の機種ごと	33,000
	上記以外	110,000
※1 表中の金額は消費税を含めた金額。 ※2 第4条第2項に該当する場合 2機種目以降1割減額 ※3 試験成績書の変更を伴う更新・変更の場合は、別途見積。		